## 金沢市都市計画土地区画整理事業の変更(金沢市決定)

都市計画 金沢市副都心北部大友土地区画整理事業を次のように変更する。

上段朱書きは変更前

名称		II.			
9	<b>名</b> 称	金沢市副都心北部大友土地区画整理事業			
面積		約10.9ha			
		約10.7ha			
	道 路	種 別	名 称	- これらについては、別に都市計画におい て定めるとおりとする。	
		# <del>#</del> ₩			
		自専道	1.2. 1 号森本松任線		
		" 幹線街路	" 3・3・3 号福久福増線		
公		字十/次/[古] [5百]	3.3、3.4、油火油堆水		
共		"	3·4·58 号戸水直江線		
施		"			
,,_		上記都市計画道路を骨格として、土地利用及び動線計画を勘案の上、幅員6~			
設	9mの区画道路を配置する。		道路を配置する。		
の		種 別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。	
配	公園及び	// //	// 0		
置	緑地	緑地	2 号西部緑道		
		n e e e e e e e e e e e e e e e e e e e		n .	
		公園及び緑地は、施行区域面積の3%以上を確保し、適正に配置する。			
	その他の	" 宅地の利用計画、街路計画に合わせて水路整備を図る。			
	公共施設				
宅地の整備		II.			
		る。都市計画道路戸水直江線沿いの街区短辺を 40mとし、その他街区は長辺			
		$100$ m $\sim 120$ m、短辺を $30$ m $\sim 40$ m を標準とする。			
		隣接する施行中の土地区画整理事業との整合を図りつつ、都市計画道路を中			
		心に良好な住宅地と一部工業地を配置する。			

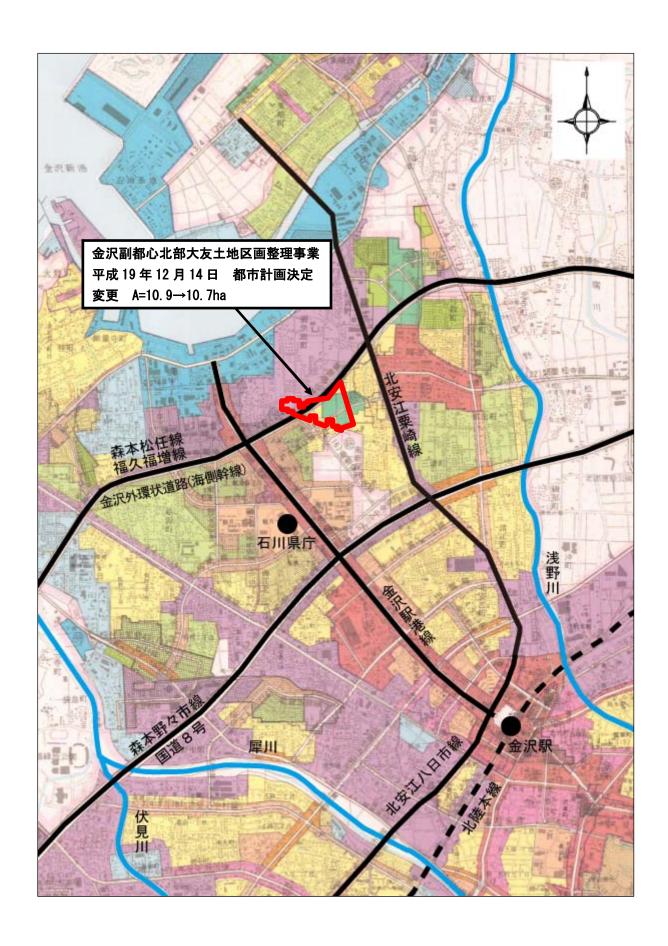
「施行区域は計画図表示のとおり」

## 理由

金沢市副都心北部大友土地区画整理事業は、都市計画道路及び都市計画緑地等の公共施設を整備するとともに、適正な土地利用の誘導と良好な市街地の形成を図るため、約10.9haの区域を土地区画整理事業の施行区域として都市計画決定したものである。

今回、都市計画決定区域の増加箇所としては、施行地区内の住宅地区と南側に接する市道戸水 割出線との車両によるアクセス性を容易にするため、区画道路の配置形態の変更を行うものであ り、これに伴って施行区域の変更を行うものである。

都市計画決定区域の減少箇所としては、交差点協議の結果、区画道路の取り付けが不要となったため、整備影響の無くなった当初区域内の宅地を区域からはずすものと、現況の道路及び水路をそのまま使用するものとしたことによる、施行区域の変更を行うものである。



## 土地区画整理事業の変更

## 計 画 図

